

令和 6 年（ 2 0 2 4 年 ）

6 月 那 覇 市 議 会 定 例 会

追 加 議 案 書

令和 6 年 6 月 1 4 日

令和 6 年（2024年） 6 月那覇市議会定例会付議事件名

議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
議案第 7 9 号	那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について	総務常任委員会	総務部 人事課	1
議案第 8 0 号	令和 6 年度那覇市一般会計補正予算（第 3 号）	予算決算常任委員会 （2 分科会）	企画財務部 財政課	別冊
議案第 8 1 号	令和 6 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	予算決算常任委員会 （教育福祉分科会）	福祉部 ちやーがんじゅう 課	別冊
議案第 8 2 号	令和 6 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	予算決算常任委員会 （厚生経済分科会）	健康部 国民健康保険課	別冊
議案第 8 3 号	令和 6 年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	予算決算常任委員会 （厚生経済分科会）	健康部 国民健康保険課	別冊
議案第 8 4 号	令和 6 年度那覇市水道事業会計補正予算（第 1 号）	予算決算常任委員会 （都市建設環境分科会）	上下水道局 企画経営課	別冊
議案第 8 5 号	令和 6 年度那覇市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	予算決算常任委員会 （都市建設環境分科会）	上下水道局 企画経営課	別冊

那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する
条例の一部を改正する条例制定について

那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部
を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 6 月 14 日提出

那覇市長 知念 寛

(提案理由)

令和 6 年 2 月 1 日付けで行った給与月額の改定を、令和 5 年 4 月 1 日に遡って適用することとするため、この案を提出する。

那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(令和6年那覇市条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 この条例は、公布の日から施行し、改正後の那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例の規定は、令和6年1月1日から適用する。	付 則 <u>(施行期日等)</u> 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例(以下「改正後条例」という。)の規定は、令和6年1月1日から適用する。 <u>(改正後条例の規定の適用の特例)</u> 2 前項の規定にかかわらず、令和5年4月1日から同年12月31日までの期間に係る給与については、改正後条例の規定を適用する。 <u>(給与の内払)</u> 3 前項の規定により改正後条例の規定を適用する場合には、改正前の那覇市会計年度任用職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、同項の規定により適用する改正後条例の規定による給与の内払とみなす。
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則
この条例は、公布の日から施行する。

